

募集要項の概要（カヤの平高原保健休養施設等）

項 目	内 容
1 施設の名称及び所在地	<p>① 名 称：カヤの平高原キャンプ場 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 152 林班ハ林小班</p> <p>② 名 称：カヤの平高原運動広場 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 153 林班ロ林小班</p> <p>③ 名 称：カヤの平総合案内所 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 153 林班ニ林小班</p> <p>④ 名 称：カヤの平高原炊事施設 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 152 林班ハ林小班</p>
2 施設の概要	<p>① カヤの平高原キャンプ場 50,227 m² テントサイト、オートキャンプ場、あずまや、公衆便所、倉庫</p> <p>② カヤの平高原運動広場 13,960 m²</p> <p>③ カヤの平総合案内所 構造：木造2階建 143.24 m² ミーティング室、休養室、男女身障者用便所</p> <p>④ カヤの平高原炊事施設 構造：木造平屋建 119.25 m² 炊事場（カマド、調理台）、洗面所、シャワー室6室</p>
3 業務の範囲	<p>(1) 施設の維持管理及び修繕（原形を変える修繕及び模様替えを除く。）に関すること。</p> <p>(2) 施設の企画運営に関すること。</p> <p>(3) 施設の利用許可及び料金の収受に関すること。</p> <p>(4) 上記①～④施設の他、別に定める「カヤの平高原ロッジ貸付要項」に基づき、付帯施設としてカヤの平高原ロッジを貸付けするので、併せて運営すること。</p> <p>(5) 上記のほか木島平村が必要と認める業務。</p>
4 管理の種別	カヤの平高原保健休養施設の管理運営に係る協定書の定めによる
5 管理の基準	カヤの平高原保健休養施設条例、同管理規則及びカヤの平高原ロッジ貸付要項による。
6 利用料金	カヤの平高原保健休養施設条例、同管理規則及びカヤの平高原ロッジ貸付要項による。
7 指定の期間	令和5年5月8日～令和8年3月31日
9 応募の方法	<p>公募</p> <p>(1) 募集について広報、ふう太ネット及び村公式WEBサイトで告知</p> <p>(2) 募集期間 令和5年2月13日から令和5年3月3日まで</p>
10 指定管理料	4,300,000円以内
11 所管課	木島平村産業課 商工観光係

木島平村カヤの平高原保健休養施設指定管理仕様書

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び木島平村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年条例第13号）の規定に基づき、木島平村カヤの平高原保健休養施設の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

2 施設の概要

(1) 施設区分、名称及び所在地

施設区分	施設名称	所在地
カヤの平高原保健休養施設	カヤの平高原キャンプ場	木島山国有林 152 林班ハ林小班
	カヤの平高原運動広場	木島山国有林 153 林班ロ林小班
	カヤの平高原総合案内所	木島山国有林 153 林班ニ林小班
	カヤの平高原炊事施設	木島山国有林 152 林班ハ林小班

(2) 施設等の概要

別紙1のとおり

3 管理の条件

(1) 管理運営の基本方針

- ① 関係法令、条例及び規則を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- ② 施設の平等な利用を確保すること。
- ③ 施設の設備及び物品の維持管理を適正に行い、利用者の安全確保と快適な施設環境を維持すること。
- ④ 利用者の意見、要望等を管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- ⑤ 地域の人材活用を図ること。
- ⑥ 地域経済の活性化を図るため、一般社団法人木島平村観光振興局事業に積極的に参画すること。
- ⑦ 村が主催又は後援する事業について積極的に協力すること。
- ⑧ 指定管理施設の他、別に定める「カヤの平高原ロッジ貸付要項」（別紙3）に基づき、カヤの平高原ロッジを付帯施設として貸付けするので指定管理施設と併せて運営すること。

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 施設の利用許可に関する業務
- ② 施設の利用料金の収受に関する業務
- ③ 施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ④ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(3) 指定期間

令和5年5月8日から令和8年3月31日まで

(4) 施設の運営

- ① 施設の管理運営は、条例及び規則に基づき行うものとし、施設の利用時間及び休業日、並びに利用料金等を変更する場合は、事前協議を行い村長の承認を得ること。
- ② 指定管理者は、本業務を一括して第三者に再委託することはできないものとする。ただし、

清掃など部分的な業務委託はできるものとする。

(5) 利用料金

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に基づき、利用料金の収入は指定管理者の収入とする。

(6) 指定管理料

上限額 4,300,000 円／年

(7) 備品等の管理

- ① 各施設で使用している木島平村の備品は、指定管理者に無償で貸与する。なお、経年劣化等による備品の更新費用は、指定管理者が負担するものとする。
- ② 前号の備品以外で新たに必要が生じた備品の購入費用は、指定管理者が負担するものとする。
- ③ 指定管理者が購入した備品については、指定管理者に属するものとし、指定期間終了後は指定管理者が処分するか、協議により木島平村又は木島平村が指定する者に引き継ぐものとする。

(8) 管理運営に関する責任分担

指定管理者と村の責任分担は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等を損傷、又は滅失したときは、金額の多少にかかわらず指定管理者が負担するものとする。

項目	内容	木島平村	指定管理者
第三者への賠償	村の責めに帰すべき事由によるとき	◎	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		◎
保険加入	火災及び自然災害保険	◎	◎
	施設賠償責任保険、第三者賠償保険		◎
苦情対応	利用者等からの苦情対応		◎
事故対応	施設及び管理地内における事故対応		◎
定期検査等	建築基準法及び消防法に基づく定期検査料及び指摘事項に対する修繕費用	◎	
施設修繕	施設修繕に対する責任分担は右表のとおりとする。ただし、管理上の瑕疵による修繕費用は指定管理者が負担するものとする。	1 件 10 万円以上	1 件 10 万円未満
設備更新	電気給排水設備など施設の設備更新	◎	
不可抗力	不可抗力により発生した費用負担	協議による	

カヤの平高原保健休養施設

項 目	内 容
施設の名称及び所在地	① 名 称：カヤの平高原炊事施設 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 152 林班ハ林小班 ② 名 称：カヤの平高原キャンプ場 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 152 ハ林小班外 ③ 名 称：カヤの平高原運動広場 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 153 ロ林小班 ④ 名 称：カヤの平総合案内所 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 153 ホ林小班
施設の概要	① カヤの平高原炊事施設 構造：木造平屋建 119.25 m ² 炊事場（カマド、調理台）、洗面所、シャワー室6室 ② カヤの平高原キャンプ場 50,227 m ² テントサイト、オートキャンプ場、あずまや、公衆便所、倉庫 ③ カヤの平高原運動広場 13,960 m ² ④ カヤの平総合案内所 構造：木造2階建 143.24 m ² ミーティング室、休養室、男女身障者用便所 ⑤ 備品（別紙2のとおり）

カヤの平高原施設備品一覧

別紙2

区分(品名)	型番等	規格等	取得年月日	登録年月日	施設名・場所	備考(購入先等)
自動体外式除細動器(AED)	レスキューハートHDF-3500/17H00002526	収納ケース一式	H29.6.15	H29.7.5	カヤの平総合案内所	岡野薬品(株)長野営業所
滅菌装置(タクミナ薬注ユニット)	PTU50 CS II-10		H16.7.5	H17.9.8	カヤの平高原	(有)森真商会
発電機	クボタD143-KA DCA-10SPX II		H17.9.5	H17.9.8	カヤの平	(有)森真商会

カヤの平高原ロッヂ貸付要項

1 施設の概要

名称	カヤの平高原ロッヂ
所在	木島平村大字上木島木島山国有林 153 林イニ林小班
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート地下1階地上木造2階建（建築年月平成10年6月） ・延床面積 333.68 m² ・宿泊定員 25 人、客室 5 部屋 ・浄化槽（単独浄化槽、雑排水処理設備）

2 貸付条件

(1) 施設運営

カヤの平高原ロッヂ借受人（以下「事業者という」）は、施設運営にあたり、次に示す事項を具備した運営を行うものとする。

- ① カヤの平高原における保健休養及び自然体験活動を促進するための施設とすること。
- ② 木島平村の農産物及び山菜等の食材を活かした食事を提供できる施設とすること。
- ③ 総合案内所及びキャンプ場等と連携した運営を図ること。

(2) 利用料金

事業者は、施設の運営に必要な利用料金を定め、利用料金を利用者から徴収することができるものとする。

(3) 費用負担

区分	内容	村	事業者
維持管理	光熱水費、通信費、除草、清掃、設備点検 ※光熱水費のうち、電気料については、村が管理する発電機の燃料費の8割を事業者が負担する。		○
施設修繕	1 件 10 万円未満の維持補修		○
	1 件 10 万円以上の維持補修	○	
	管理上の瑕疵による修繕		○
設備更新	電気給排水設備の更新	○	
備品の修繕・更新	現在施設にある備品の修繕・更新		○
第三者への賠償	事業者の責めに帰すべき事由によるとき		○
保険加入	火災及び自然災害保険	○	
	施設賠償責任保険、第三者賠償保険等		○

3 貸付期間

令和5年5月8日から令和8年3月31日まで

4 貸付料

貸付料は、年額240,000円とする。

5 事業者の資格等

法人または団体で、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者とする。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に係る者